第　58　回

大阪市都市景観委員会

議　事　録

日　　時	令和２年１月２９日（水） 午前１０時００分
場　　所	大阪市役所　７階　市会第６委員会室

大阪市都市景観委員会（第５８回）

１．開催日時　　令和２年１月２９日（水）午前１０時００分～午前１０時４８分

２．開催場所　　大阪市役所　７階　市会第６委員会室

３．出 席 者

（１）委　　員（敬称略）

委員長	橋　爪	紳　也
委員長代理	嘉　名	光　市
委　員	岡	絵理子
	岡　田	昌　彰
	加　賀	有津子
	加　我	宏　之
	小　谷	真　理
	長　町	志　穂
	福　原	和　則

（２）府　　側	三　崎	建築指導室建築企画課長
（３）市　　側	平　田	建設局管財担当部長
	正　垣	建設局企画部企画課長
	合　田	建設局公園緑化部長
	阿　部	都市整備局企画部長
	高　橋	港湾局営業推進室長
	櫻　井	教育委員会事務局総務部文化財保護課主任学芸員
事務局（都市計画局）	角　田	都市計画局長
	寺　本	計画部長
	泉	計画部都市景観担当課長
	杉　山	計画部都市景観担当課長代理
	菅　野	計画部都市計画課　担当係長
	大　中	計画部都市計画課　担当係員

（４）随行者、傍聴者　　（数名）

４．会議次第

１　開　　会

２　議　　題

（１）　景観計画の変更案について

（２）　地域景観づくり協定制度ついて

（３）　その他

３　閉　　会

〔配付資料〕

議題（１）関係　景観計画の変更案について

○資料１　大阪市景観計画変更案

参考資料１－１　大阪市景観計画　変更のポイント

参考資料１－２　パブリック・コメント手続きの実施結果について

議題（２）関係　地域景観づくり協定制度について

○資料２－１　御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定の認定請求の概要

○資料２－２　地域景観づくり協定の認定要件等

参考資料２－１　地域景観づくり協定認定請求書※

参考資料２－２　御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定※

参考資料２－３　御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定関連資料※

参考資料２－４　地域景観づくり協定制度の概要

議題（３）関係　その他

○資料３　今後の委員会、部会の予定※

（※）委員限り資料

５．議事の概要

○事務局（杉山）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第５８回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日進行役を務めさせていただきます都市計画局都市景観担当課長代理の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の方に念のため申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに

設定し、審議の妨げにならないよう、御協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員１１名中、９名の方にご出席をいただいております。藤田委員、松岡委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席でございます。

それでは本委員会の開会に当たりまして、都市計画局長から一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○事務局（角田）

皆様おはようございます。都市計画局長の角田でございます。

本日は多忙なところ、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。冒頭一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日の委員会ですが、前回ご議論いただきました景観計画の変更素案について昨年末にパブリック・コメントを実施いたしました。その結果を踏まえまして、本日変更案をお示しいたしており、それをご審議いただきたいと思います。

今後の予定でありますが、年度内に都市計画審議会を予定してございまして、そこで意見聴取という手続きを経まして変更を行っていきたいと思っています。平成２９年の景観計画の変更の施行後から、眺望景観と夜間景観のあり方につきまして、皆様のご検討を賜りまして、これまでの間、委員会や部会で熱心にご議論、ご指導いただいたことに改めて感謝いたしたいと思います。

景観計画の施行に向けましては、今後とも検討作業があります。そういった際にも引き続きどうぞお力添えを賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、本日の議題の２つ目でありますが、本市におきまして地域景観づくり協定を制度化しておるわけでございますが、その第１号の案件をご審議いただきたいと思います。この協定制度につきましては、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりを目的にしておりますので、私どもといたしましても非常に重要な制度と思っております。何とぞよろしくご審議賜りたいと思います。

このような形で、地域との連携また事業者との連携などによって、より良い景観を創造することは今後、多様で新しい技術が普及したりする中で、ますます重要になってくると思ってございます。大阪の魅力をより発信できますよう委員の皆様のご指導をいただきながら、さまざまな主体との連携による創造的な景観形成といったことをキーワードにしまして、今後とも私ども力を注いでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくご指導お願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（杉山）

ありがとうございました。

局長におかれましては、所用のためここで退席とさせていただきます。

それでは議事に入る前に、配付資料の確認をお願いいたします。

資料一番上が、「議事次第」「委員名簿」「配席図」をとじたものでございます。以降、議題ごとに資料をお配りしております。

まず議題（１）「景観計画の変更案について」の資料でございます。

資料１「大阪市景観計画の変更案」Ａ４左とじの冊子でございます。

続きまして、参考資料１－１「大阪市景観計画　変更のポイント」Ａ３横の資料でございます。

続きまして、参考資料１－２「パブリック・コメント手続きの実施結果について」、こちらＡ４縦のホッチキスどめの資料でございます。

次に、議題（２）「地域景観づくり協定制度について」の資料として、資料２－１「御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定の認定請求の概要」こちらＡ４横のホッチキスどめの資料でございます。

続きまして、資料２－２が「地域景観づくり協定の認定要件等」Ａ４横の資料でございます。

参考資料としまして、参考資料２－１「地域景観づくり協定認定請求書」Ａ４縦の資料でございます。

参考資料２－２が「御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定」でございます。こちらもＡ４縦のホッチキスどめの資料でございます。

参考資料２－３が「御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定関連資料」としまして、１枚目が手続要綱、続けて地域のルールのマニュアルをとじたものでございます。

参考資料２－４「地域景観づくり協定制度の概要」Ａ４横の資料でございます。

最後に議題（３）「その他」の資料としまして、資料３「今後の委員会、部会の予定」Ａ４横の資料をお配りしております。

そのほか、都市景観委員会資料綴のファイルを卓上に準備しております。

以上でございます。不足がございましたら審議中でも構いませんので、事務局までお申

しつけください。

なお、次第中、※印をつけております資料等につきましては、傍聴の方へは配付しておりませんのでご了承ください。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇橋爪委員長

おはようございます。

では、本日は議題が２件あります。１つ目は前回の委員会でもご議論いただきました景観計画の変更案についてです。２つ目は地域景観づくり協定制度にかかわる意見聴取ということです。地域景観づくり協定制度につきましては、制度ができて初めての協定の認定請求ということであります。本日は委員会としての意見を取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、その前に、当委員会といたしましては、運営要綱第３条第３項の規定にございます議事録署名人を指名してお願いすることになっております。ご出席の状況及び名簿の順番ということで、今回は大阪大学の加賀委員と長町委員の２人にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議題の（１）景観計画の変更案について、事務局より説明をお願いいたします。

〇事務局（泉）

それでは議題（１）景観計画の変更案につきまして、都市景観担当課長の泉より説明します。

資料１の「景観計画の変更案」をご覧ください。

赤字部分は、平成２９年の景観計画から見直した内容になります。前回、１０月の委員会からの主な変更箇所は、黄色の付箋を付しております、３か所ございます。１点目が２３ページの３つ目、こちらの御堂筋の記載箇所に合わせて、右側の写真を新たに追加しております

それから２点目でございますが、２９ページの③界隈のあかりにつきまして、三休橋筋の通りの演出の写真に加え、中之島の建築物のライトアップの事例を追加したものでございます。

３点目としまして、５３ページ右下の地図の色遣いの見直しやベイエリアの範囲の表現について、景観読本の主要な視点場や視対象を踏まえた形で範囲の修正を行っております。

以上３点が、主な変更点となります。

また、参考資料１－１に景観計画変更のポイントを添付しております。Ａ３のカラーの資料でございます。こちらも前回の委員会にてご指摘ございました三休橋筋の写真の差しかえと、先ほどご説明しました右側の地図の色とベイエリアの範囲を同様に修正しております。

次に参考資料１－２をご覧ください。

素案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果についてまとめております。パブリック・コメントは昨年の１１月２６日から１２月２５日まで実施しました。その結果、３通、９件のご意見がございましたが、景観計画の変更案の見直しにつながるような意見はございませんでした。

資料裏面に進みまして、ご意見の要旨と本市の考え方について説明させていただきます。

まず、ベイエリアにつきまして、大型モニュメントの設置、コンテナヤードの入れ替え、南港魚つり園に関すること、それから天保山大橋や港大橋のライトアップの仕方など様々なご意見をいただきました。本市の考え方としましては、景観形成方針や基準を事業者などにわかりやすく解説するため夜間景観ガイドラインを示すなど景観読本の充実を図ることによって、きめ細かな誘導を行うとともに、いただいたご意見は関係部局と共有し、参考とさせていただくこととしております。

次のページに進みまして、新技術に対応した景観協議の枠組みについて、ご意見がございました。動画、音的なものを含めて景観協議の枠組みをしっかりつくって協議していってほしいとのご意見でございます。本市の考え方としましては、既に「重点届出区域デジタルサイネージ等取扱要綱」を定め、景観計画に定める重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い可変表示式屋外広告物の設置等に係る協議を実施していることや、今回メディアファサード等といった新技術に対応した景観協議の枠組みを新たに設けることとしております。

最後に、夜間景観についてでございますが、電力をライトアップ等により安易に使わないことやライトアップの手法のご意見をいただきました。本市の考え方としましては、夜間景観ガイドラインを示すなど景観読本の充実を図ることしており、効果的かつ効率的な観点でのライトアップ手法を示すなどの必要があると考えております。

先ほどの局長からの挨拶にもございましたが、今後、年度内に予定しております景観法第９条に基づく都市計画審議会での意見聴取を経て、景観計画の変更手続きを行ってまい

る予定でございます。

議題（１）の景観計画の変更案の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

前回の委員会の意見を踏まえまして、変更が３カ所ということです。またパブリック・コメントの手続きの実施経過についてのご報告でした。ただいまの説明に関しまして、何かご意見はありますでしょうか。

いかがでしょうか。

特にご意見がないということで、事務局が提示された変更案に関しましてご了解いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ありがとうございます。ご意見がないようですので、今後、都市計画審議会の意見聴取など必要な手続きが進められていくことになりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議題の２つ目でございます。

地域景観づくり協定制度について説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

議題（２）地域景観づくり協定制度について事務局より説明します。

資料２－１をご覧ください。「御堂筋本町北地区　地域景観づくり協定の認定請求の概要」でございます。

参考資料２－１にございますように、本年１月７日付けで、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会委員長より地域景観づくり協定の認定請求がございました。

なお、参考資料２－２に地域景観づくり協定、参考資料２－３に地域景観づくり協定関連資料として手続要綱とマニュアルを添付しております。

続いて、参考資料２－４をご覧ください。Ａ４横の資料でございます。

こちら地域景観づくり協定制度の概要になっております。地域景観づくり協定制度は地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主

的なルールの運用に向けた支援を行うものでございます。本日のご審議いただきます御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会は平成３０年３月に開催されました第５４回都市景観委員会での意見聴取を経て、本市初となる地域景観づくり推進団体として認定し、平成３０年度にアドバイザーの派遣、今年度、コンサルタントの派遣と本市の支援制度を活用しながら、地域でのルールづくりを進めておりました。このたび地域より認定請求がありましたので、都市景観条例第４０条に基づき、委員会の皆様のご意見を賜ることとなりました。ルールの認定後は、ルールの運用に関する支援を引き続き大阪市が行うとともに、ルールの対象区域において、事業者による地域景観づくり推進団体への意見聴取が行われることになります。

資料２－１にお戻りください。

それでは、今回のルールでございます。地域景観づくり協定の内容について、こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

まず、①協定の名称でございますが、「御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルール」でございます。目的は、１条に「大阪市景観計画や御堂筋デザインガイドラインを踏まえ、広告・サインのデザインや掲出方法を定め、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図る」としております。

対象区域を２条に位置づけ、資料右側に地図上でお示ししておりますように、土佐堀通から中央大通までの御堂筋（約１キロメートル）に面する土地の区域としており、土地の所有者等は５６ございます。

資料裏面、２ページをご覧ください。

まちづくりの方針を３条に位置づけ、３つの方針を掲げております。重視する視点としまして、１点目が「にぎわいを演出する」、２点目が「わかりやすくする」、３点目が「景観を整える」ということでございます。

次に、４条にルールを適用する対象を位置づけており、協議対象となる行為は、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合となっております。

５条には、協議や審査を行ううえでの判断基準を設けることとしております。

６条には、共通の基準としまして、周辺のまちなみや建築物との調和をとること、情報量を抑えること、まちなみとしての統一感が演出されるよう配慮すること、色彩に配慮し、高彩度の利用を抑えることなどを明記しております。

３ページをご覧ください。

ルール内容・設置基準の考え方としましては、御堂筋デザインガイドラインや景観計画を踏まえ、基準等を協定とマニュアルに明文化することとしております。主な設置基準としまして、サインの色彩や大きさについては、マニュアルに、良質なデザインとすることを前提に、一文字の大きさを４０センチ四方以下、彩度６を超える色彩の面積２．５平方メートル以下と具体的な数値を記載し運用していくことや、ガラス面利用広告物につきましては、９条に原則切文字として見通しを確保することや、ガラス面の内側から沿道の通行者に向けて掲示するものについて、形状や掲出位置をそろえ、色彩等に配慮することを前提として、パネルやウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を認めていくこととしております。

地上広告物の設置の基準につきましては１０条に位置づけ、ヒューマンスケールを超えない大きさとすることや統一されたデザインとすることとしております。

資料の右下、期間限定広告物の掲出につきましては１１条に位置づけ、壁面後退部分の活用を伴う、地域イベントと連携した広告については柔軟に期間を取り扱うこととしております。

裏面４ページをご覧ください。

１２条から１４条及び参考資料２－３の手続要綱に審査体制を位置づけ、本協定区域内の土地所有者等の事業者が広告物やサインを設置する際には、景観づくり推進委員会に届出・協議を行い、景観づくり推進委員会での審査を経てその結果を事業者に通知をすることとしております。

景観づくり推進委員会のその他の役割としまして、協定の見直し案の作成や必要となる各種規定やマニュアルの作成、見直し、地域景観づくり協定に関連する手続きなどを実施することとしております。

また、土地所有者等の役割としましては、協定に基づく協議の実施や占有者に本協定を遵守させるよう努めることとしております。

続きまして、資料２－２「地域景観づくり協定の認定要件等」をご覧ください。Ａ４の白黒資料になります。

認定には、都市景観条例第４０条第３項各号の認定要件と裏面の地域景観づくり協定制度取扱要綱第９条各号の認定請求時の留意事項を満たしている必要がございます。

まず、条例の適合状況から説明させていただきます。

１つ目としまして、景観計画の内容に適合していることや、土地や建築物の利用を不当

に制限するものではないことが要件となっております。これに対しては、協定の１条に、「大阪市景観計画や御堂筋デザインガイドラインの趣旨を踏まえて定めること」としていることから、景観計画の内容に適合しており、「御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的」としていることから、不当に制限するものではございません。

２つ目の協定区域については、「広さ及び地域的一体性を有していること」が要件となっておりますが、対象区域は土佐堀通から中央大通までの約１キロメートルにわたる御堂筋の沿道区域としており、広さ及び地域的一体性を有しています。

３つ目の要件としましては、協定を締結した者の割合が、「地域景観づくり協定の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度に達していること」であり、要綱第９条第７号に「土地所有者等の総数の２分の１を目安とする」とあります。これに対して、今回対象区域の土地所有者等の総数５６に対して２分の１以上となる３２の同意を１月７日付の認定請求時点で得ておりました。

なお、この間さらに同意の数がふえておりまして、１月２４日の時点では約７割の賛同を得られたと聞いております。

次に裏面、２ページ目に進みまして、要綱による留意事項について説明させていただきます。

１つ目の「区域が一定の広がりを持った区域となるよう定める」との留意事項については、先ほど説明しましたように、約１キロメートルにわたる御堂筋沿道区域であり、一定の広がりを持った区域として定めております。

２つ目の留意事項につきましては、既存の他の地域景観づくり協定の区域と重複はしないため該当はございませんでした。

３つ目の「協定の有効期間」でございますが、協定の１５条には１０年間と規定しており、留意事項の５年以上３０年以内に合致しております。

４つ目の「協定の変更・廃止」に関しては、協定の１６条に、変更は全員の同意、廃止は過半の同意が必要と記載しており、留意事項と合致しています。

５つ目の「新たに協定に加わる者への手続」ですが、協定の１７条に「景観づくり推進委員会に申し出て同意手続きを行う」としており、手続きの方法が定められております。

６つ目の意見聴取の適正な運用が図られることへの措置でございますが、協定の１２条には、「地域景観づくり協定の代表として、景観づくり推進委員会を設け、協議対象となる案件の審査、承認等を行う」としていることや、また、協定の１３条には、「事業者は、

景観づくり推進委員会に届出を行うとともに、必要な協議を行う」としていることから、適正な運用を図るための措置が取られております。

最後の７つ目につきましては、前ページの３つ目でも説明しましたとおり、２分の１以上の賛同を得てございます。

以上の結果から、条例に基づく認定要件や要綱に基づく留意事項を満たしており、地域景観づくり協定を認定することが妥当であると考えております。

ご審議よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○岡委員

区域のことについて教えていただきたいのですが、協定対象区域が御堂筋そのものの道路や、そこから横に入っていく道路も含まれた形になっていますが、この辺の道路上の扱いは現在あるいは今後どうなるのか教えてください。

○事務局（泉）

今回認定されるエリアの考え方としましては、資料２－１にございますように、土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域ということで、現段階では今回のルールには入っておりません。御堂筋は景観重要公共施設に景観計画で指定しており、占用の許可基準や整備に関する基準を定めておりますが、具体的な誘導は主に御堂筋に面する建築物の景観形成基準を踏まえた誘導になっております。また、道路上の扱いについては、団体とも話が必要になると思っています

○岡委員

せっかくの団体ですので、少しでもお金が入るような形を考える必要があると思いますので、道路上のことについても団体にある程度任せるようなことを、難しいとは思いますが、大阪市との間でうまく話し合っていただけたらと思います。

○事務局（泉）

たまたまですが、御堂筋まちづくりネットワークから御堂筋のバナー広告申請があり、現在、バナー広告が御堂筋の道路上に掲出されています。

昨年度には、御堂筋まちづくりネットワークが中心になってパークレットの広告の掲出

を行いましたが、その際は道路の所管部局と我々、都市景観担当が連携しながら、手続きを進めてきました事例もございますので、引き続き連携していきたいと思っております。

○岡委員

わかりました。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○福原委員

設置基準についてお伺いしたいのですが、資料２－１の３ページのところの主な設置基準の中の地上広告物の設置のところです。地域ルールの考え方のところで、歩行者の妨げにならないよう目につきやすい場所に設置し、ヒューマンスケールを超えない大きさという表記がありますが、ヒューマンスケールを超えない大きさというのはどういったものなのか。その１つ上のサインのところでは具体的な寸法が記されていますが、ここではヒューマンスケールを超えない大きさという表記になっている。これを実際に計画しようとする人が何を基準に考えればいいのかというところが少し曖昧ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（泉）

現行の景観計画や御堂筋デザインガイドラインにおいて、明確に何平方メートル以下といった、具体的な数字をお示しできてないところもございます。地上広告物の設置にあたって、ヒューマンスケールと記載することで大きさのイメージをつかみやすくなってくると思っておりますが、今後、運用する中で具体的な数値を示していくということも重要になると思っています。

○福原委員

はい、わかりました。

数字を示せなければいけないと思っているわけではありません。１つのものの考え方の方向性としてヒューマンスケールに配慮しなさいということは十分わかりました。

○事務局（泉）

これから運用していく中で、ルールについてもブラッシュアップもされていくと思いますので、団体と連携していきたいと思っております。

○福原委員

はい、承知しました。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○嘉名委員

土地の所有者等のカウントの仕方を教えてください。単純にこの別表を見ると３６人、３６名書かれていて、３２の賛同を得ているという資料になっているので、恐らく共有を１つにカウントしているのではないかと思うのですが、一応確認させてください。

○事務局（泉）

土地所有者と建物所有者が同じ場合は１とカウントし、異なる場合は土地所有者と建物所有者をそれぞれ１とカウントします。その合計が今回の分母の５６になります。

○嘉名委員

わかりました。

○橋爪委員長

１つの事業者が複数を持っている場合はどうなりますか。

○事務局（杉山）

基本的に敷地単位で建物ごとにカウントしています。

○事務局（泉）

実際に複数カウントしている事例もあります。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○嘉名委員

印鑑を押されていない方もいらっしゃると思いますが、この協定の趣旨からいうと、同意されていらっしゃらない方にも恐らくやっぱり遵守していただくようにお願いはしていくと思うのですが、なかなか同意していただけていないので難しいところがあるかもしれませんが、そういう方々に対する今後の働きかけみたいなことについて、何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

○事務局（泉）

昨年も１１月、１２月に５回ほど説明会されていたかと思いますが、その際にも大きな反対はなかったというふうに聞いておりまして、説明会に出られた方の中でもまだ社内の手続き中で判をいただけていないところもあると聞いております。これから実際に運用する段階でいろいろと見えてくる部分もあると思いますので、引き続きこのルールの周知や、

地域をよくするという意味合いも含めて地域の間の理解の共有化を積み重ねていく必要があると思っておりますし、そのためにも我々の支援制度も活用してもらえればと思っております。

○嘉名委員

ぜひ、よろしくお願いします。

○橋爪委員長

ほか、いかがでしょうか。

○長町委員

すばらしい取り組みの第一歩だと思います。

今回は広告・サインにかかる地域ルールですが、これが発展して民間の間で取り決めする夜間景観のルールですとか、あるいは、さらに発展して道路協力団体になるとか、そのエリアでグループになれたことによって民間ができることが、非常に幅が広がったと思います。特にこれは景観なので広告・サイン、照明、夜間景観はいきやすいと思うのですが、むしろ御堂筋は先ほどの岡委員のお話にもつながるのですが、どう活用していくかというのがあるので、さらにつながっていくようにこれからも協議されると思いますので、ぜひ、働きかけていただきたいと思います。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

今回の一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークは、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区をめざして活動をされておられる団体で、清掃活動や、御堂筋の沿道の皆さんから大阪市にご寄附いただいた彫刻の両側にありますコンテナガーデンの維持管理などいろいろな活動も既に行っておりまして、地域の価値を高める、またにぎわい創出につながるということで今回まず広告・サインのルールづくりをはじめられています。今おっしゃられました夜間景観も含めエリアマネジメント団体としてさらに取り組んでいくメニューがあると思いますので、それが地域にとってさらにプラスアルファになるよう我々も勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○加賀委員

資料の２－１の４ページに審査体制があるかと思います。これで、実際の審査承認をされるのが御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会となっていますが、この委員会に例えば都市景観デザインに関する専門家のような方がバックアップみたいな形で審査承認をされるときにサポートされるのか。委員会が審査承認をちゃんとされているかどうかという担保をどのような形でとっていくのかお教えください。

○事務局（泉）

お配りしております参考資料２－３に、団体が１月６日に締結しております手続要綱があります。２ページに第５委員会という記載がございます。委員会の所掌する内容を示しています。５つ目のぽつに、委員会には必要に応じてアドバイザーを置くことができるというふうに規定しております。アドバイザーの具体的な内容についてはこれから運用に向けて調整していくとのことです。あわせて、できるだけ手続きが円滑に進むよう、大阪市も運用までしっかり連携していきたいと思っております。

○加賀委員

パイロット的にやっていかれると思いますので、円滑にできるような仕組みを検討いただきながらつくっていただきたいと思います。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

○岡委員

この団体の活動報告の場というのは何か考えられていますか。２年に１度でもこんなことをやっていますということ広報していただいて、ほかのところにも広まっていくようなことを考えたほうがいいと思うのと、実際に活動されている方々が発表して、いいことをやっているとみんなに知ってもらうことで、また元気になりますので、そういう意味でもそういう場も設けていただきたいと思います。私たちもそういう活動を聞きたいと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

○事務局（泉）

ありがとうございます。できるだけそのようにしていきたいと思います。１月にソウルの学生さんが大阪市に来られたときに、我々の景観の取り組みと御堂筋の取り組みを一緒に紹介させていただいたりもしており、様々な機会を捉えてこの活動を広めていきたいと

思っておりますので、よろしくお願いします。

○岡委員

修正もできるかと思いますので、いろんな意味で必要だと思います。

○橋爪委員長

ほか、ご意見はありますでしょうか。

第１０条にあるヒューマンスケールについてですが、数字で示されるものではなくて、感覚的な評価を示していると思います。そもそもヒューマンスケールという限り、尺度の話になる。人間的な身体に伴うスケール感であるかどうかということをいっている。ですので、ここにあるヒューマンスケールを超えない大きさという言い方は、人間の身体を尺度とするスケール感で理解できる範疇に収まっているかということになろうかと思います。

ご意見がございましたが、協定そのものに対して問題があるというご指摘ではないと理解いたします。

委員会といたしまして認定をすることに対して、特に意見がなかったということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ありがとうございます。

それでは、最後でございますが、議題（３）その他ということでございます。事務局より説明お願いいたします。

○事務局（杉山）

それでは、今後の予定として委員会及び各部会の予定を説明いたします。

資料３をご覧ください。

まず、都市景観委員会でございます。

第５９回委員会を２０２０年夏ごろに開催し、本日議題（１）でご審議いただきました眺望・夜間景観にかかる景観計画の変更関係としまして、秋ごろに予定している計画の施行に向けて景観読本の改定内容のご審議や、各種手続要綱の改定のご報告などをさせていただく予定でございます。

景観読本につきましては、こちらの委員会資料つづりの９番にとじてございますが、景観形成方針や基準を解説するものとして窓口で用いているものでございます。夜間景観ガ

イドラインとしてライトアップ手法なども示すことも考えているところでございます。

また、来年度の３月ごろには第６０回の委員会を予定しております。

次に、各部会の予定でございます。

景観形成推進方策検討部会につきましては、２０２０年度上半期に１回予定しております。ただいまご説明した委員会での審議に向けて具体的な読本の充実内容などを検討いただく予定でございます。

続きまして都市景観資源検討部会です。現地調査を含めて３回を予定しております。都市景観資源につきましては、平成２９年度末で全２４区での登録が完了しておりますが、追加での登録や既存資源の外観変更について検討いただきます。また、今月の１５日にも第２７回部会を開催し検討いただいたところですが、景観重要建造物・樹木の登録に向けて、指定候補の書面審査及び現地調査を行う予定でございます。委員会にも適宜ご報告させていただきます。

最後に、デザイン部会です。こちらも先週２４日の部会含めまして、今年度の計４回の部会を開催しまして、大規模面的整備物件をご審議いただきました。来年度につきましても審議予定の物件が複数ございまして、５月から２か月に１度の開催予定でございます。

また、デザイン部会につきましては、御堂筋といった重点届出区域におけるデジタルサイネージ取扱要綱に基づく協議事項の審議をいただいております。本年度３月に大阪駅前地区運営委員会の実績報告について審議いただくほか、新技術への対応ということで平成２８年度にデジタルサイネージを設置してから来年度で５年目となる大阪駅前地区の実績を踏まえまして、必要な見直しも視野に入れた今後の方向性・要綱案を検討いただく予定でございます。

来年度につきましても、学識委員の皆様をはじめ、ご出席いただいております各関係部局の皆様にも調整させていただくことや、ご教示いただくことも多いかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

景観読本の充実、景観重要建造物、デジタルサイネージ等といった重要な案件に関しまして検討課題があるということです。

都市景観資源検討部会では、新規登録、外観変更等に関して、検討をいただく。

デザイン部会は、案件が多数出てくるという想定の上に、例年より多目に予定をされています。各部会長はじめ、各部会委員の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

では、本日予定しておりました議事は以上です。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（寺本）

委員の皆様本当にありがとうございました。

最後に一言だけ申し上げさせていただきます。冒頭局長からの挨拶もありましたように、この後、日程は申し上げられませんが、年度内に都市計画審議会を開いた上で本日の案の意見聴取をさせていただけたらと思っております。

また、地域景づくり協定については、第１号でございますので、私ども御堂筋で成功しなかったら多分ほかでは無理だろうというぐらいで考えておりますので、今日いただきました例えば道路上の話ですとか、基準の問題、それから仕組みの問題について、まだまだ地域の方々と一緒になって考えていって、いろいろな運用の仕方をしたいと思っております。

それに加えまして、局長の冒頭の挨拶にありました新技術というのがかなり日進月歩で進んでおります。特に道路上でのデジタルサイネージというのを使いたいというご意見も多々寄せられておりますので、そういったことに関しましてもこれから委員の皆様の知見もいただきながら、関係局とも連携し対応していく必要があると思っておりますので、引き続きお力をお貸しいただくようにお願いしまして最後の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局（杉山）

ありがとうございました。

これをもちまして第５８回大阪市都市景観委員会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員